

令和元年 第3回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和元年12月24日開・閉会

枚方寝屋川消防組合議会

令和元年第3回定例会 枚方寝屋川消防組合議会会議録目次

出席議員	1
地方自治法第121条による出席者	1
議事日程・会議に付した事件	2
開会（午前10時00分）	3
伏見隆管理者開会のあいさつ	3
出席状況の報告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
議事日程の報告	5
会期の決定について	6
報告第3号 専決事項の報告について	6
島村忠枚方消防署長の提案理由の説明	7
認定第1号 平成30年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について	8
木挽孝規会計管理者の提案理由の説明	8
認定第1号採決	11
議案第8号令和元年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）	12
小野多弘総務部長の提案理由の説明	12
議案第8号採決	12
議案第9号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について	12
小野多弘総務部長の提案理由の説明	13
議案第9号採決	14
議案第10号 枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の一部改正について	15
議案第11号 議案第11号枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬及び費用弁償 に関する条例の一部改正について	15
小野多弘総務部長の提案理由の説明	15
議案第10号採決	17
議案第11号採決	17
議案第12号 枚方寝屋川消防組合消防職員の再任用に関する条例の一部改 正について	17
小野多弘総務部長の提案理由の説明	17
小池晶子議員の質問	18
小野多弘総務部長の答弁	18
議案第12号採決	19
議案第13号 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に 関する条例の一部改正について	19
議案第14号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する 条例の制定について	19
小野多弘総務部長の提案理由の説明	19

議案第13号採決	22
議案第14号採決	23
議案第15号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	23
小野多弘総務部長の提案理由の説明	23
議案第15号採決	24
一般質問	24
野口光男議員の質問	24
枚方消防署整備事業について	24
小野多弘総務部長の答弁	25
野口光男議員の再質問	25
枚方消防署整備事業について（要望）	25
奥野美佳議員の質問	25
高齢者の救急搬送について	25
松宮隆警防部長の答弁	26
奥野美佳議員の再質問	26
高齢者の救急搬送について	26
松宮隆警防部長の答弁	27
奥野美佳議員の再質問	27
高齢者の救急搬送について（要望）	27
金子英生議員の質問	28
本消防組合における救急医療情報の共有のあり方について	28
松宮隆警防部長の答弁	28
金子英生議員の再質問	29
本消防組合における救急医療情報の共有のあり方について	29
松宮隆警防部長の答弁	29
金子英生議員の再質問	30
本消防組合における救急医療情報の共有のあり方について（要望）	30
田口敬規議員の質問	30
枚方消防署の整備について	30
小野多弘総務部長の答弁	31
田口敬規議員の再質問	31
枚方消防署の整備について	31
小野多弘総務部長の答弁	31
田口敬規議員の再質問	32
枚方消防署の整備について（要望）	32
門川紘幸議員の質問	32
女性消防吏員の活躍に向けた取組みについて	32

小野多弘総務部長の答弁	32
門川紘幸議員の再質問	33
女性消防吏員の活躍に向けた取組みについて（要望）	33
伏見隆管理者閉会のあいさつ	33
有山正信議長閉会のあいさつ	34
閉会（午前11時35分）	34

令和元年 1 2 月 2 4 日 (火)

令和元年 第 3 回 定例会

枚方寝屋川消防組合議会会議録

令和元年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会会議録

令和元年12月24日（火）

出席議員（14名）

1番	有山	正信	8番	金子	英生	15番	森本	雄一郎
2番	池添	義春	9番	小池	晶子	16番	八尾	善之
4番	岡	由美	10番	田口	敬規			
5番	奥	大輔	11番	田中	優子			
6番	奥野	美佳	13番	野口	光男			
7番	門川	紘幸	14番	福田	篤志			

地方自治法第121条による出席者

管理者	伏見	隆	警防部長	松宮	隆
副管理者	広瀬	慶輔	予防部長	西中	丈児
副管理者	長沢	秀光	枚方消防署長	島村	忠
会計管理者	木挽	孝規	枚方東消防署長	野田	繁人
消防長	東口	敏巳	寝屋川消防署長	鴨林	由秀
消防次長	森本	祐司	枚方市市民安全部長	石田	智則
総務部長	小野	多弘	寝屋川市危機管理監	荻野	裕嗣

議 事 日 程（令和元年12月24日 午前10時00分開会）

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 報告第 3 号 専決事項の報告について
- 日程第 3 認定第 1 号 平成30年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4 議案第 8 号 令和元年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第 1 号）
- 日程第 5 議案第 9 号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 10 号 枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 11 号 枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 12 号 枚方寝屋川消防組合消防職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 13 号 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 14 号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 15 号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第 12 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 12 まで

消防組合議会事務局職員出席者

事務局長 森 真彦

(午前10時00分)

○有山正信議長 皆さん、おはようございます。

議員各位におかれましては、年末のご多用のところ、消防組合議会にご出席くださ
いまして、誠にありがとうございます。ご苦労さまでございます。

それでは、ただいまから令和元年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会を開会いた
します。

最初に管理者の挨拶をお受けいたします。伏見管理者。

○伏見隆管理者 おはようございます。令和元年第3回枚方寝屋川消防組合議会定例会
の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、両市議会終了後の大変お疲れのところ、早朝よりご出席をいた
だき、誠にありがとうございます。

今年も残すところあとわずかとなり、火災が起こりやすい時季を迎えます。本消防
組合では12月1日から歳末警戒に入り、20日からは体制を一層強化し、昼夜を問わず
特別警戒を実施しております。また、不特定多数の方が利用し、混雑が予想される大
型ショッピングセンターに対しては特命の立入検査を実施し、利用者の安全確保と防
火管理の強化にも努めているところです。市民の皆様には健やかな新年を迎えていた
だくためにも、引き続き気を引き締めながら、警戒、予防活動に取り組んでまいります
ので、よろしくお願いいたします。

さて、この1年の災害を振り返りますと、頻繁に大規模な風水害が発生し、特に9
月、10月に相次いで日本列島を直撃した台風では、記録的暴風雨による建物の倒壊や
大規模な停電被害、河川の決壊による浸水や土砂災害などによって多くの尊い命が奪
われました。

枚方市・寝屋川市では、大きな災害はありませんでしたが、昨今、こうした災害は、
いつ、どこで発生するかわからない状況であり、近い将来、南海トラフ巨大地震の発
生も高い確率で予測されています。安全や防災に対する市民の関心や期待が一段と高
まる中、今後も、大阪府北部地震などの教訓を踏まえ、市や消防団、自主防災組織な
どの関係機関と連携した地域防災力の強化や広域防災体制の整備など、危機管理体制
を更に充実してまいります。

火災に目を向けますと、7月に京都市伏見区で発生し、平成以降最悪の放火火災と
なったアニメーションスタジオ火災や、10月に沖縄県那覇市で発生した首里城跡での

火災などにより、多くの人命やかけがえのない文化財が失われました。枚方市・寝屋川市域における火災件数は昨年と比べて減少しているものの、すでに5人もの死者が出ており、お亡くなりになられた方のほとんどが住宅火災によるものです。こうした状況から、住宅防火対策の要となる住宅用火災警報器の設置と維持管理の啓発を組織の重要課題と位置づけ、鋭意取り組んでいるところですが、火災による死傷者を軽減するために、引き続きより実効性のある取り組みを推進してまいります。

右肩上がりで増加している救急出動件数については、既に昨年と比較して200件程度増加しており、本年も過去最高を更新することが確実となっています。また、救急搬送人員に占める65歳以上の高齢者の割合についても年々増加しています。

このような中、救急要請を受けて出動したものの、救急現場において、傷病者のご家族などから心肺蘇生の中止を求められる「D N A R (ディー・エヌ・エー・アール)」の事案が全国的に発生しています。人生の最期を自宅で迎えたい傷病者が、延命治療を望まない意思を事前に示していたにもかかわらず、その意思がご家族などと十分に共有されておらず、救急要請されるというのが典型的なケースです。

救急隊の使命は救命であり、心肺停止状態の傷病者に対しては心肺蘇生を実施することを基本に活動していますが、一方で、人生の最終段階における医療、ケアについて、ご本人がご家族やかかりつけ医などと話し合い、共有する「アドバンス・ケア・プランニング」の取り組みが進められています。高齢者の救急要請の増加が予測される中、傷病者の意思を尊重したD N A R 事案について、関係機関と連携、協力しながら、救急現場での対応について検討することが必要です。

また、救急需要対策として、市民の皆様にも、適正な救急車の利用方法や「救急安心センターおおさか」をはじめとする各種相談窓口について啓発をするとともに、バイスタンダーによる応急手当の実施率向上や家庭内での事故防止対策などに取り組んでまいります。

交野市との消防広域化につきましては、広域化の必要性、メリット、デメリットなどについて検討を行いました。現時点では、広域化の判断についての結論には至っておりません。引き続き、国や大阪府全体の動きを見ながら、広域化のあり方について検討を重ねてまいります。

このように、本消防組合ではさまざまな課題を抱えておりますが、平成28年度からスタートしました第4次将来構想計画が来年度で期間満了を迎えることから、年明け

から次期将来構想計画の策定に向けた検討委員会を開催していく予定です。現在の第4次将来構想計画をしっかりと検証した上で、来年度の上半期を目標に次期計画案を作成し、その後、議員の皆様にお示しさせていただき、ご意見等をお伺いしていきたいと考えております。

なお、第4次将来構想計画の検証結果等につきましては、全員協議会等の機会を通じてご報告させていただく予定にしておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、専決事項の報告、平成30年度歳入歳出決算の認定、令和元年度補正予算、条例改正の議案を提案させていただいておりますので、何とぞ、よろしくご審議の上、ご認定、ご可決いただきますよう、お願い申し上げます。

今後も市民の皆様から親しまれ、信頼される消防組合を目指しながら、職員が一丸となって安全・安心なまちづくりに一層の努力を重ねてまいりますので、議員の皆様におかれましては、温かいご指導、ご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。開会のご挨拶とさせていただきます。

○有山正信議長 管理者の挨拶が終わりましたので、次に事務局から諸般の報告をさせます。

○森真彦事務局長 ご報告申し上げます。

まず、議員の出席状況からご報告いたします。本日の会議のただ今の出席議員は14名、欠席議員は太田議員、千葉議員の2名でございます。

次に、例月現金出納検査の結果でございますが、平成30年度令和元年5月分、令和元年度5月分から10月分までをお手元に配付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

○有山正信議長 報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議規則第70条に基づき会議録の署名議員を議長において指名いたします。4番岡議員、7番門川議員。以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

次に、事務局から議事日程の報告をさせます。

○森真彦事務局長 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 報告第3号 専決事項の報告について

- 日程第3 認定第1号 平成30年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第8号 令和元年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）
- 日程第5 議案第9号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について
- 日程第6 議案第10号 枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の一部改正について
- 日程第7 議案第11号 枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第12号 枚方寝屋川消防組合消防職員の再任用に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第13号 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第14号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第15号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第12 一般質問

以上です。

○有山正信議長 ただいまの議事日程により、本日の会議を進めてまいります。

それでは初めに日程第1 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今議会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○有山正信議長 それでは、ご異議なしと認め、会期は本日1日といたします。

次に日程第2 報告第3号 専決事項の報告についてを議題といたします。

専決第4号及び専決第5号 損害賠償の額を定めることについての提案理由の説明を求めます。

島村枚方消防署長。

○島村忠枚方消防署長 ただいま上程いただきました、報告第3号の専決第4号及び第5号につきまして、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の1ページをお開き願います。

本件は、地方自治法第292条において準用する、同法第179条第1項の規定に基づき、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりご報告させていただき、承認を求めるものでございます。

それでは、まず専決第4号についてご説明をいたします。

恐れ入りますが、議案書の2ページをお開き願います。

事故の概要につきましては、令和元年7月26日金曜日、午前6時33分ごろ、救急事案に出動した枚方消防署川越出張所配備の救急車が、枚方市香里ヶ丘3丁目8番52号の有料老人ホームにおいて、救急活動中に、隊員2名がストレッチャーを搬送していたところ、同施設内の内壁にストレッチャーを接触させ、内壁を損傷させたものでございます。

損害賠償につきましては、令和元年10月18日に示談が整い、当方側に全て過失があることから、4万3,200円を相手方に支払ったものでございます。

参考資料といたしまして、3ページに事故現場の状況図を、また、お手元に示談書を配付しておりますので、ご参照願います。

事故原因につきましては、狭隘な場所での安全確認不足と、ストレッチャーを2名で搬送する際の隊員間の意志の疎通が図れていなかったものでございます。

本件につきましては、安全確認不足と車両装備品の取り扱い及び特性等の認識不足が招いた事故であり、事故後、直ちに安全確認の徹底と車両装備品の取り扱い及び特性についての教育を行ったところでございます。

続きまして、専決第5号についてご説明いたします。

恐れ入りますが、議案書の4ページをお開き願います。

事故の概要につきましては、令和元年9月4日水曜日、午後2時58分ごろ、救急事案に出動した枚方消防署渚出張所配備の救急車が、枚方市三栗2丁目18番10号のマンション駐車場内に到着後、救急活動中の隊員が停車中の乗用車の左ドアミラーに右腕を接触させ、ドアミラーの作動に不具合を生じさせたものでございます。

損害賠償につきましては、令和元年10月3日に示談が整い、当方側に全て過失があることから、4万円を相手方に支払ったものでございます。

参考資料といたしまして、5ページに事故現場の状況図を、また、お手元に示談書を配付しておりますので、ご参照願います。

事故原因につきましては、相手方から、停車中の救急車を至急移動してほしいとの訴えがあり、車両の移動を急いだ隊員が、運転席に乗り込む際、周囲の状況確認と安全確認が疎かになったことにより車両左側ドアミラーと接触したものです。事故後、直ちに事故当事者に対しまして厳しく注意し、再発防止を指導したところでございます。

それぞれの事故につきましては、ご迷惑をおかけしました関係者の方々に深くお詫びを申し上げます。また、事故防止に取り組んでいる中、立て続けに事故を発生させてしまったことは、誠に遺憾であり、心からお詫び申し上げます。このたびのことを重く受けとめ、全職員に対し、改めて研修などを通じて意識啓発を行い、事故防止に努めてまいりますので、よろしく願い申し上げます。

以上、専決第4号及び第5号の報告とさせていただきます。

○有山正信議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 それでは討論なしと認め、討論を終結いたします。

本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 ご異議なしと認め、日程第2 報告第3号の専決事項の報告についてを終結いたします。

次に、日程第3 認定第1号 平成30年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。木挽会計管理者。

○木挽孝規会計管理者 ただいま上程いただきました認定第1号 平成30年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定により、監

査委員のご意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

平成30年度は、6月の大阪府北部地震をはじめ、7月の西日本豪雨、9月の台風21号など大きな自然災害が相次ぎ、全国で多くの尊い命と財産が失われ、管内各地においてもさまざまな被害が発生しました。本消防組合では、災害対応を通じて浮き彫りになった諸課題を検証し、今年度、大規模災害発生時に災害の規模と通報内容によって出動指令のトリアージを行う運用を開始いたしました。さらに、さまざまな課題を再検証することにより、枚方・寝屋川両市域の消防・救急・救助体制のさらなる強化に努め、「市民の安全・安心の確保」に取り組んでいるところでございます。今後もより一層、消防行政サービスの向上と地域防災力の強化を図っていくため、限られた財源を最大限活用し、効率的、効果的な消防行政の運営に努めてまいります。

それでは、お手元の歳入歳出決算書に基づき、ご説明申し上げます。

恐れ入りますが、決算書の4ページをお開きください。

初めに歳入の状況でございますが、第1款 分担金及び負担金から、第9款 繰越金までを合わせました歳入合計は、5ページの収入済額、74億6,918万887円でございます。

次に、歳出の状況でございますが、6ページをお開きください。

第1款 議会費から第5款 予備費までを合わせました歳出合計は、7ページの支出済額、73億9,746万8,572円で、右下欄外の歳入歳出差引残額は7,171万2,315円でございます。

続きまして、36ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

金額は千円単位ですが、歳入総額、歳出総額及び歳入歳出差引額は、ただいまご説明したとおりでございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は7,171万2,000円の黒字となっております。

恐れ入りますが、12ページにお戻りください。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、第1款 分担金及び負担金の収入済額は、13ページ3列目に記載のとおり72億672万6,840円でございます。

その下の備考欄をご参照ください。構成両市からの負担金として、枚方市から43億2,779万円を、寝屋川市から28億347万5,000円を、それぞれ収入したものでございます。また、交野市からは、消防指令業務の共同運用及びドクターカー事業に係る負担

金として、7,546万1,840円を収入いたしました。

次に、第2款 使用料及び手数料は777万4,230円で、主に危険物関係許可申請等手数料などでございます。

第3款 国庫支出金は2,978万323円で、主な内容につきましては14ページをお開きください。第1項 国庫補助金は、阪出張所に配備いたしましたミニタンク車及び枚方東消防署に配備いたしました高規格救急車の購入に係る消防防災施設整備費等補助金でございます。

次に、第4款 府支出金は1,089万3,180円で、第1項 府負担金は、府立消防学校へ教官として派遣した職員の人件費分、369万1,180円でございます。第2項 府補助金は、消防ヘリコプター運営費補助金、720万2,000円でございます。

次に、第5款 財産収入は、破損した机などを売却した物品売払収入3万4,560円でございます。

次に、16ページをお開きください。

第6款 寄附金の収入はございませんでした。

第7款 諸収入は2,457万1,556円で、その内訳は、第1項 組合預金利子が301円、第2項 雑入は、構成両市へ派遣しております職員の人件費分など、2,457万1,255円でございます。

次に、第8款 組合債は、消防車両等の購入に係る1億1,800万円でございます。18ページをお開きください。

第9款 繰越金は7,140万198円で、平成29年度決算の剰余金でございます。

以上、歳入合計は、19ページ最下段のとおり、74億6,918万887円でございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。20ページをお開きください。

第1款 議会費の支出済額は266万3,919円で、議会運営に要した費用でございます。

第2款 総務費は109万8,073円で、主な内容といたしましては、特別職報酬のほか、22ページをお開きください、公平委員会委員報酬及び監査委員報酬などでございます。

第3款 消防費は、67億8,598万137円でございます。

24ページをお開きください。第1目 常備消防費66億814万4,813円の主な内容といたしましては、第1節報酬から27ページの第5節災害補償費までの人件費のほか、恐れ入りますが、29ページをお開きください。第13節委託料は2億745万9,349円で、消防情報システムの保守などに係る費用でございます。

第14節 使用料及び賃借料は3,656万1,800円で、消防情報システムの機器借り上げなどの費用でございます。

第18節 備品購入費は2,306万4,473円で、消防用機械器具等の購入費用でございます。

第19節 負担金、補助及び交付金は1億2,488万7,633円で、ドクターカー運営負担金やヘリコプター負担金などがございます。

30ページをお開きください。第2目 非常備消防費は89万7,655円で、消防団の活動に係る費用でございます。

第3目 消防施設費は1億7,693万7,669円で、主な内容といたしましては、第18節備品購入費が1億4,968万8,000円で、救急車3台、調査車2台、ミニタンク車1台を更新したものでございます。

次に、第4款 公債費は6億772万6,443円で、新消防本部庁舎建設や消防車両更新事業等に係る地方債の元金償還金及び次のページに記載しております、支払い利子でございます。

以上、歳出合計は、33ページ最下段のとおり、73億9,746万8,572円でございます。なお、38ページ以降に「財産に関する調書」を添付しておりますので、あわせてご参照いただきますようお願い申し上げます。

以上、甚だ簡単ではございますが、認定第1号 平成30年度枚方寝屋川消防組合歳入歳出決算の認定につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご認定いただきますよう、お願い申し上げます。

○有山正信議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 ご異議なしと認め、原案のとおり認定することに決しました。

次に、日程第4 議案第8号 令和元年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小野総務部長。

○小野多弘総務部長 ただいま上程いただきました議案第8号 令和元年度枚方寝屋川消防組合補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

本補正予算の主な内容といたしまして、令和2年度当初から業務を開始する各事業について、今年度中に契約手続を行う必要がある経費について、債務負担行為の追加を行うものでございます。

それでは、恐れ入りますが、議案書の7ページをお開き願います。

第1条、債務負担行為の設定につきましては、第1表債務負担行為補正によりご説明いたします。

9ページをお開き願います。

第1表のとおり、今年度中に契約手続を行う必要がある受付業務委託など、合わせて20件を設定するものでございます。10ページから13ページまでに、債務負担行為に関する調書を添付させていただいておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○有山正信議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○有山正信議長 それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○有山正信議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○有山正信議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第5 議案第9号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正に

ついてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小野総務部長。

○小野多弘総務部長 ただいま上程いただきました議案第9号 枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の14ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。本案は、令和元年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた給与改定を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

勧告の主な内容といたしまして、公務員の給与水準が民間給与を下回っていたことを踏まえ、給料表の水準を引き上げるとともに、勤勉手当についても、民間事業所における特別給の支給状況を踏まえ、0.05月分引き上げるものでございます。また、住居手当については、支給対象となる家賃月額の下限を引き上げるとともに、支給限度額を引き上げるものでございます。

本消防組合としまして、構成市であります枚方市及び寝屋川市の給与条例の改正内容と同様に、勧告に準じた給与改正を行うものでございます。

それでは、改正内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

まず、本年の人事院勧告に伴う正職員の給料表の改定内容につきましては、議案書の16ページ及び17ページに改定後の給料表を掲載しております。なお、給料表の改定率につきましては、給料表の適用を受ける職員の平均で0.13%となっております。

それでは、改正内容につきまして参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

20ページをお開き願います。

改正条例の第1条関係は、本年度から適用する部分について規定したものでございます。

第37条第2項の改正は、勤勉手当の支給月数を引き上げるもので、令和元年12月期の正職員の支給率を「100分の97.5」とするものでございます。附則第3項の改正は、平成32年3月31日以降の元号の表記を「平成」から「令和」に改めるものでございます。

21ページをごらんください。改正条例の第2条関係は、令和2年4月から施行する部分について規定したものでございます。

第20条の2第1項の改正は、令和2年度以降の住居手当について、支給対象となる家賃額の下限を12,000円から16,000円に引き上げるとともに、手当額の上限を27,000円から28,000円に引き上げるものでございます。

第37条第2項の改正は、令和2年度以降の勤勉手当について、正職員の支給率を6月期、12月期ともに100分の「95」に改めるものでございます。

恐れ入りますが、18ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項は施行期日を定めたものでございます。令和2年度以降の住居手当及び勤勉手当に係る規定については令和2年4月1日から、それ以外の改正については公布の日から施行するものでございます。

第2項は、人事院勧告に基づく改定後の給料表については、平成31年4月1日から適用するものでございます。

第3項は、令和元年12月期の勤勉手当の改正については、令和元年12月1日から適用するものでございます。

第4項は、改正前の条例により支給した給与は、改正後の条例による内払いである旨の規定でございます。

第5項は、住居手当額の改定に伴い、手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間に限り2,000円の減額に留める旨の経過措置を規定するものでございます。

なお、参考としまして、必要な人件費はおおむね2,100万円で、1人当たりの平均支給額はおおむね2万5,000円でございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○有山正信議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第6 議案第10号 枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の一部改正について及び日程第7 議案第11号 枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小野総務部長。

○小野多弘総務部長 ただいま一括上程いただきました、議案第10号及び議案第11号につきまして、順次、提案理由のご説明を申し上げます。

それではまず、議案第10号 枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の23ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。本案は、消防職員の国内出張に係る日当の支給を廃止し、あわせて、その他の一部の規定を管理者市に準拠し、改正するものでございます。

改正内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

26ページをお開き願います。

第6条は、日当の廃止に伴い、第1項の文言を整理し、第6項を削除するものでございます。

第9条の「出張者が同一地域に滞在する場合の減額の規定」及び第10条の「旅費額の算定に係る規定」については、管理者市に準じた取り扱いとするため、削除するものでございます。

第11条は、日当の廃止に伴い、第1項を削除し、第2項を第9条とするものでございます。

27ページをごらんください。

第13条は、日当の廃止に伴い、別表第2を削除することから、文言の整理を行うものでございます。

第18条は、日当の廃止に伴い、削除するものでございます。

第19条及び第20条は、日当の廃止に伴い、別表第2を削除することから、文言を整

理するものでございます。

第22条は、日当の廃止に伴い、削除するものでございます。

28ページをお開き願います。

別表第1は、日当の廃止に伴い、日当に関する表の一部を削除するものでございます。

29ページをごらんください。

繰り返しになりますが、別表第2は、日当の廃止に伴い、削除するものでございます。

恐れ入りますが、24ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項は施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

第2項は、経過措置を定めたものでございます。

25ページをごらんください。

第3項は、関係条例の引用条項を整理するものでございます。

続きまして、議案第11号 枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由のご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の30ページをお開き願います。

本議案につきましては、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、枚方寝屋川消防組合議会議員の公務のための国内旅行に係る日当を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

32ページをお開き願います。

第4条第2項について、費用弁償の種類から日当を削除するものでございます。第3項は、日当を削除するとともに枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の一部改正に伴い、文言を整理するものでございます。

恐れ入りますが、31ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項は施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。第2項は、経過措置を定めたものでございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、議案第10号及び議案第11号の提案理由の説明と

させていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○有山正信議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論については議案番号、議案名を述べてから討論を行ってください。討論はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 では、討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、2案件それぞれについて採決をいたします。

議案第10号 枚方寝屋川消防組合消防職員旅費条例の一部改正についてを原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第11号 枚方寝屋川消防組合議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第8 議案第12号 枚方寝屋川消防組合消防職員の再任用に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小野総務部長。

○小野多弘総務部長 ただいま上程いただきました議案第12号 枚方寝屋川消防組合消防職員の再任用に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の33ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、新規採用を年2回、4月と10月に実施する中、再任用の更新限度を迎える年度において、任期の末日を半期ごとに設け、適正な職員定数管理を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、参考資料の新旧対照表によりご説明いたします。

議案書の35ページをお開き願います。

第4条第2項「任期の末日」についての規定を、年齢65歳に達する日以後における最初の9月30日または3月31日のいずれか早い日と規定するものでございます。

34ページをごらんください。

附則といたしまして、施行日を令和2年4月1日とするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○有山正信議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんでしょうか。小池議員。

○小池晶子議員 枚方寝屋川消防組合再任用に関する条例の一部改正に関連する質問をさせていただきます。

議案書の33ページ下の提案理由に、職員定数管理のため、再任用の更新限度を迎える年度において半期ごとに満了日を設けるとされ、先ほどの提案理由でも、職員の新規採用を年2回実施している関係との説明を受けました。

まず、新規採用を年2回に分けて実施されている理由をお尋ねします。また、この条例改正により、人件費において効果額は見込まれるのか、あわせてお尋ねします。

○有山正信議長 それでは、答弁を求めます。

小野総務部長。

○小野多弘総務部長 小池議員のご質問にお答えします。

消防では、職員を採用した後、6ヶ月間全寮制の大阪府立消防学校に入校させなければなりません。消防学校の定員の関係から採用を年2回に分けられております。また、今後も一定数の定年退職者が見込まれ、再任用職員として雇用を希望する職員の増加が見込まれる中、適正な定数管理のため、任期満了の2期制を導入するものです。なお、今回の条例改正により、約500万円の効果額を見込んでおります。

○有山正信議長 再質問はありませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、これにて小池議員の質問を終結いたします。

他に質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 それでは質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第9 議案第13号 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、及び日程第10 議案第14号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小野総務部長。

○小野多弘総務部長 ただいま一括上程いただきました議案第13号 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、及び議案第14号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の36ページをお開き願います。

本議案は、両条例を制定するに当たり、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

今回の両条例の制定につきましては、令和2年4月から施行される地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律に基づき、現行の非常勤職員制度を廃止し、新たに会計年度任用職員制度の導入に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について必要な事項を定めるとともに、関係する条例について必要な改正を行うものでございます。

それでは、まず、議案第13号 枚方寝屋川消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。37ページをごらんください。

まず、第1条につきましては、趣旨を定めるものでございます。

第2条は、会計年度任用職員の定義としまして、正規職員と同じ勤務時間の職員を「フルタイム会計年度任用職員」とし、正規職員よりも勤務時間が短い職員を「パー

トタイム会計年度任用職員」と定めるものでございます。

38ページをお開き願います。

第3条につきましては、会計年度任用職員に支給する給与の種類を定めるものであり、フルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員に分けて、それぞれ支給する給与の種類を定めております。

第4条から第9条までの規定につきましては、フルタイム会計年度任用職員の給与について定めるものであり、第4条は、職務級の分類及び給料表の適用範囲について、第5条は新たに職員となった際の号給を、第6条は給料の支給の始期等を、第7条は休職者の給与の取り扱いをそれぞれ定めるものでございます。

39ページをごらんください。

第8条は、期末手当に関して定めるものであり、6月と12月にそれぞれ1.3月分を支給し、任命権者を同じくする場合に限り、前年度等の任用期間を在職期間として通算すると定めるものでございます。

40ページをお開き願います。

第9条につきましては、給料の支給期日等の取り扱いについて、給与条例の例によることについて定めるものでございます。

続きまして、第10条から第22条までの規定につきましては、パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償について定めるものであり、第10条は報酬の種類を定めるものでございます。

第11条は、基本報酬の額等について定めるものであり、基準月額に対し勤務時間数に応じて割落としした額を、それぞれ、月額基本報酬、日額基本報酬及び時間額基本報酬として定め、当該報酬額の100分の10を乗じて得た額を地域手当相当分として加算することについて定めるものでございます。

41ページをごらんください。

第12条は報酬の支給の始期等を、第13条は休職者の給与の取り扱いについて定めるものでございます。第14条は時間外勤務報酬を、42ページに参りまして、第15条は休日勤務報酬、第16条は夜間勤務報酬についてそれぞれ定めるものでございます。第17条は、期末手当に関して定めるものであり、6月と12月にそれぞれ1.3月分を支給し、任命権者を同じくする場合に限り、前年度等の任用期間を在職期間として通算すると定めるものでございます。

43ページをごらんください。

第18条は、勤務1時間当たりの報酬額の算出方法を定めるものでございます。

44ページをお開き願います。

第19条は基本報酬の支給期日を定めるものでございます。第20条から第22条までの規定については、それぞれ通勤や出張等に係る費用弁償に関して定めるものでございます。

45ページをごらんください。

第23条から第25条までの規定につきましては、雑則の規定でございます。第23条は給与の支給方法その他の取り扱いについて、給与条例の例によることを、第24条は給与の口座振込みに関して、第25条につきましては、規則への委任に関し、それぞれ定めるものでございます。

附則といたしまして、第1項は、この条例の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。第2項は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、一般職の非常勤職員については本条例の適用となりますことから、一般職の非常勤職員の報酬、勤務時間等に関する条例を廃止するものでございます。第3項から第5項までは、会計年度任用職員に移行することとなる非常勤職員についての経過措置を定めるものでございます。

46ページをお開き願います。第6項については、枚方寝屋川消防組合消防職員給与条例につきまして、所要の文言整理を行うものでございます。

次に、別表第1につきましては、会計年度任用職員の級別基準職務表を、47ページの別表第2につきましては、行政職給料表をそれぞれ定めるものでございます。

次に、議案第14号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の49ページをごらんください。

本条例は、会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例につきまして所要の整備を行うために制定するものでございます。それでは、条例の主な内容につきまして、参考資料の新旧対照表によりご説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書の54ページをお開き願います。

まず、消防職員の懲戒の手續及び効果に関する条例関係につきましては、パートタイム会計年度任用職員に対する懲戒の効果として行う減給については、基本報酬を対

象として行うことを定めるものでございます。

次に、消防職員の退職手当に関する条例関係につきましては、附則第9項及び第10項に加え、フルタイム会計年度任用職員への退職手当の支給に関する規定を整備するものであり、加えて、その他、所要の整理を行うものでございます。

55ページをごらんください。

次に、消防職員の育児休業等に関する条例関係につきましては、会計年度任用職員が育児休業または部分休業を行う場合の給与等の取り扱いに関する規定の整備を行うものでございます。

57ページをごらんください。消防職員の勤務時間等に関する条例関係につきましては、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間や休暇等に関する規定の整備を行うものでございます。

60ページをお開き願います。枚方寝屋川消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例関係につきましては、フルタイム会計年度任用職員を同条例の適用の対象とするに当たり、対象となる者の規定の整備を行うものでございます。

恐れ入りますが、議案書の52ページにお戻り願います。

附則でございますが、第1項は、この条例の施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。第2項は、消防職員給与条例に関する所要の整備を行うものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、議案第13号及び議案第14号の提案理由のご説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、お願い申し上げます。

○有山正信議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論については議案番号、議案名を述べてから討論を行ってください。討論はありませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、2案件それぞれについて採決をいたします。議案第13号 枚方寝屋川消

防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを原案のとおり決することにご異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、議案第14号 会計年度任用職員制度の導入に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第11 議案第15号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。小野総務部長。

○小野多弘総務部長 ただいま上程いただきました議案第15号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の61ページをお開き願います。

本議案は、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が令和元年6月14日に公布され、成年被後見人または被保佐人は、職員となり、または競争試験もしくは選考を受けることができないとする地方公務員法第16条第1号の規定が削除されたことに伴い、関係条例につきまして所要の整備を行うために制定するものでございます。

それでは、条例の内容につきまして、ご説明申し上げます。62ページをお開き願います。第1条から第3条までにおいて、消防職員給与条例、消防職員の退職手当に関する条例及び消防職員旅費条例にそれぞれ規定されている地方公務員法第16条第1号に関する規定を削除し、所要の整備を行うものでございます。附則といたしまして、施行日を公布の日からとするものでございます。

以上、甚だ簡単な説明ではございますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○有山正信議長 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○有山正信議長 ご異議なしと認め、本件は原案のとおり決することにいたします。

次に、日程第12 一般質問を行います。

一般質問については、奥野議員、門川議員、野口議員、金子議員、田口議員から通告がありましたので、順次質問を許します。

初めに、野口議員の質問を許します。

野口議員。

○野口光男議員 一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

今回、3点通告してはいますが、2番、3番については取り下げさせていただき、また、別の機会に質問をさせていただきたいと思います。今回は枚方消防署整備事業について伺います。

第4次将来構想計画の基本計画における消防防災拠点の整備に、1971年、昭和46年に建設された枚方消防署について、枚方市駅周辺再整備ビジョンと連携しながら、同署の移転を含めた整備を検討するとあります。

まず1点目として、現在の枚方消防署の入り口横は、昨年のおおさか府北部地震の影響から、ひび割れが入り、立ち入り禁止部分もあるようですが、今の建物の状況について伺います。

2点目として、12月の枚方市議会全員協議会で枚方市駅周辺再整備計画において、現在の府民センター周辺のエリア（通称：⑤街区）といわれているところに安全・安心の拠点を整備すると、枚方消防署を含めて整備を進めるとの想定が述べられました。この間、消防組合として、枚方消防署の整備についてどのような検討を行ってきたの

か。また、このエリアはハザードマップでは浸水地域と想定されています。もし、淀川や天の川の洪水予報雨量をはるかに超える雨が降った場合、対応できるのかお尋ねいたします。

○有山正信議長 それでは、答弁を求めます。

小野総務部長。

○小野多弘総務部長 野口議員のご質問にお答えします。

1点目の枚方消防署につきましては、大阪府北部地震の影響を受け、正面玄関の階段部分に一部破損箇所があり、外壁等にもひび割れが見られることから、今年度中に安全性を考慮した適正な補修を行う予定です。

2点目の枚方消防署の整備につきましては、訓練施設や大型の消防車を収納できる車庫機能などが必要と考えております。今後は浸水対策についても慎重に検討し、枚方市と連携しながら、今後の方向性を定めていきたいと考えております。

○有山正信議長 再質問はありませんでしょうか。

野口議員。

○野口光男議員 2回目は要望とさせていただきますけれども、全国各地で毎年発生する自然災害に今後どのように対応していくのか、また、市と連携していくのかが大きな課題となっております。消防組合として、枚方消防署について、浸水地域に建設するリスク、また、可能かどうかを含めてしっかり検討する必要があると思います。また、災害対策本部を含む庁舎との関係や、防災拠点の中でどのような機能を果たしていくのか、しっかり検討し、議会の意見も聞いていただきながら進めていただくよう要望しまして、私の質問を終わります。

○有山正信議長 続きまして、奥野議員の一般質問を許します。

奥野議員。

○奥野美佳議員 一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。それでは通告に従いまして、高齢者の救急搬送について質問をさせていただきます。

救急出動件数が増加し、救急搬送される方の数も年々増え続ける中、特に65歳以上の高齢者の救急搬送の割合が増加しているとのことです。この点につきましては、管理者の冒頭のご挨拶の中でも十分に触れていただいた内容なんですけれども、高齢者の数がピークを迎える2040年の高齢化率は4割に届くほどであると推計されており、多くの方を看取る「多死社会」でもあります。高齢者の救急要請の中には、救急車が

到着した後に、ご家族などからご本人の心肺蘇生の中止の意思を示され、D N A R ですが、本人の意思に従うべきか、応急措置を実施するべきか、医療機関へ搬送するべきかなど、一刻を争う救急現場で、救命を使命とする救急隊員が判断に苦慮する状況もあるとのことでした。

そこで1回目の質問です。枚方寝屋川消防組合における救急搬送状況はどれくらいで、そのうち、65歳以上の高齢者の割合はどれくらいでしょうか。また、本消防組合において、救急の現場で、ご本人のご家族や周囲の方、あるいは入所する施設の方などから心肺蘇生の中止を求められるケースは具体的にどれくらいあって、そのような場合、救急隊員はどのような対応をとっておられるのか、お伺いをします。

○有山正信議長 それでは、答弁を求めます。

松宮警防部長。

○松宮隆警防部長 奥野議員のご質問にお答えします。

本消防組合における本年1月から11月末までの救急搬送人員は31,127人で、そのうち65歳以上の高齢者の割合は約59%でございます。同期間において、救急現場で心肺蘇生を拒否されたケースは38件ございます。心肺蘇生を望んでおられない傷病者が心肺停止状態に陥った際に、ご家族や周囲の方がどう対応したらよいか判断できずに、救急要請に至ったケースが多くあります。また、傷病者が心肺蘇生を望んでいないことを施設の職員が認識しておらず、救急要請に至るケースもございます。

救急隊といたしましては、心肺蘇生の中止を求められた場合であっても、原則として、救命処置をして救急搬送することを説明しております。ただし、心肺蘇生を望んでいないことを書面で確認したうえで、かかりつけ医と連絡をとり、医師が現場で傷病者の状態を確認できる場合につきましては、救急搬送をしない場合がございます。

○有山正信議長 再質問はありませんか。

奥野議員。

○奥野美佳議員 高齢者の救急搬送について、2回目の質問をさせていただきます。

平成29年に日本臨床救急医学会から公表された「人生の最終段階にある傷病者の意思に沿った救急現場での心肺蘇生のあり方に関する提言」では、傷病者が心肺蘇生などを希望していない旨を救急の現場で伝えられた場合の、救急隊の対処に関する基本的な対応手順をフローチャートで示されています。また、東京消防庁では、自宅での看取りを望む終末期の患者さんが心肺停止になった場合、駆けつけた救急隊が心肺蘇

生を中止できる基準を新たに設けられ、今月16日から運用を始めたと報道されています。本消防組合としても、このような基準などを作成していくことが必要ではないかと考えますが、見解をお伺いします。

○有山正信議長 それでは答弁を求めます。

松宮警防部長。

○松宮隆警防部長 奥野議員の2回目のご質問にお答えします。

総務省消防庁では、このような事案に対する今後の方向性として、各地域での検証を通じた事案の集積と、国民の動向、医療、ケアの取り組みを見極めながら検討を進めるとされております。そうした中、東京消防庁で一定のルールがつけられました、現時点では全国各消防本部の対応が分かれているのが現状です。

本消防組合といたしましては、今後、各地域の動向を見つつ、北河内地域メディカルコントロール協議会をはじめ、医師会、関係部局と協議することの必要性を認識しております。

○有山正信議長 奥野議員。

○奥野美佳議員 「人口減少、少子高齢化が進む中、今後も増加が予測される救急需要に対応するための救急体制の強化も喫緊の課題である」と今回の決算審査意見書にもあります。安全・安心につながる救急搬送体制の確保は強く望むところですが、高齢者の救急搬送が急増する中、限られた社会資源の有効活用のためにも、人生の最終段階におけるご本人の意思を尊重するためにも、避けることのできる救急要請を減らすことも重要であると考えます。

「もしもの時」や「最期」を事前に考え決めることは、「どう生きたいか」を考えることでもあります。ご本人やそのご家族と、医療従事者、介護従事者が、ご本人の望む終末期の医療やケアについて前もって考え、繰り返し話し合いを共有する「アドバンス・ケア・プランニング」、厚生労働省がつけた愛称でいうところの「人生会議」ですが、こうしたことを広げていこうとする取り組みが、今後、枚方・寝屋川両市においても進められていくものと思います。

救急現場における心肺蘇生を望まない傷病者に対する標準的な対応などの基準については、このような構成両市の人生の最終段階における医療、ケアのあり方に関する取り組み状況を踏まえ、在宅医療や介護に関わる関係者の参画も得ながら、検討を行っていただくよう要望しておきます。そして、地域包括ケアの構築に向けた構成両市

のこれらの取り組みに対して、枚方寝屋川消防組合にも参画いただくことで、適切な救急要請や救急搬送、救急医療体制の確保につながると考えます。

積極的な対応を要望いたしまして、私の質問を終わります。

○有山正信議長 続きまして、金子議員の一般質問を許します。

金子議員。

○金子英生議員 寝屋川市の金子英生です。一般質問の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

平成29年4月3日より枚方市、寝屋川市、交野市でドクターカー事業が開始されました。ドクターカーは、119番通報の覚知から救急現場へ救急車と医師が共に動くシステムです。救急搬送者がいち早く医師から医療行為の処置を受ける事ができます。このドクターカー事業にて救命率及び社会復帰率の向上の効果が出ております。命を守る施策として非常に良い施策であり、効果が出ているものと認識しておりますことから、今後ますますの充実を期待しております。

これとは別に救急医療に関して重要なことがあると考えています。それは、緊急時での救急医療情報の共有です。

救急車で搬送される患者さんは、いろいろな患者さんがいらっしゃると思います。薬のアレルギーを持っている患者さん、未破裂の脳動脈瘤を持っている患者さんなどさまざまです。

患者さんがお一人のときに意識を失ったり、交通事故に遭われてお話しすることができなくなった場合、このような情報は誰が把握できるでしょうか。医療機関でより安全で迅速な治療を行うためには、現在治療中の病気、使用中の薬、使ってはいけない薬や食べ物などの医療情報はできる限り把握したいものです。しかし救急の現場において、患者さんが搬送されてくる際に、必ずしもそういった情報が入手できるとは限りません。そこで本消防組合における救急医療情報の共有のあり方について、まず見解をお伺いします。

○有山正信議長 それでは答弁を求めます。

松宮警防部長。

○松宮隆警防部長 金子議員のご質問にお答えします。

枚方市・寝屋川市においては、65歳以上の方や障害のある方など、安全・安心を確保することを目的に、かかりつけ医や薬剤情報などが入ったカプセルを希望者に配付

することで救急活動に役立ております。また、既往症にアレルギーがあり、エピペンを処方されている園児、児童等の情報を消防本部と両市教育委員会で事前に共有することで、迅速、的確な救急対応につなげているところでございます。

○有山正信議長 再質問はありますか。

金子議員。

○金子英生議員 最近では、名刺大のサイズのカードに記載して、ＩＣカードケースに入れて、現在治療中の病気、使用中の薬、使ってはいけない薬や食べ物などの医療情報を持ち歩く取り組み、いわゆる「救急タグ」というものが大阪大学で開発されているようです。また、その「救急タグ」はカード版だけでなく、近距離無線通信機能を使った、いわゆる「ＮＦＣ版救急タグ」も開発されているようで、６月に開催されましたＧ２０サミットで、海外メディアの方で希望される方に配られたとのことでした。

この「ＮＦＣ版救急タグ」は直径約２．５ｃｍのピンバッジ型で、Ｇ２０のロゴマークがデザインされており、既往歴、血液型、アレルギー、服用薬などの情報を英語や中国語など７か国語で登録できたそうです。スマートフォンの専用アプリでタグを読み込むと、登録した情報が日本語で表示され、海外メディアの方が救急車を必要とした際に救急隊が速やかに情報を収集することにつながるということです。サミットの際は、大阪府から府下の消防本部と全国から警戒の支援に入った消防本部、そして医療機関に対してアプリの周知があり、希望する本部や医療機関がアプリを業務で使う携帯端末にインストールしたと聞いています。幸いなことに、サミット期間中にこのアプリが使用されることはなかったということです。

「救急タグ」に関する具体的な導入に関して、私が関係各所で確認できた事例をご紹介します。東淀川医師会並びに東淀川消防署が導入済みです。天王寺医師会並びに天王寺消防署が導入決定です。豊中市並びに豊中市消防局が導入済みです。ちなみに豊中市は、救命力世界一を打ち出している自治体です。本消防組合においても「救急タグ」の導入について、検討を行うに値するものと考えますが、見解をお伺いします。

○有山正信議長 それでは、答弁を求めます。

松宮警防部長。

○松宮隆警防部長 金子議員の２回目のご質問にお答えします。

救急タグにつきましては、高齢者の認知症など、自分の症状をうまく伝えることが

できない方が持つことで、救急隊の活動の一助になるものと認識をしております。しかしながら、家庭に常備するものでないため、外出先での紛失や盗難などによる情報漏えいの危険性も看過できないため、他市の動向を踏まえつつ、両市関係部局と連携しながら、調査、研究してまいります。

○有山正信議長 再質問はありますか。

金子議員。

○金子英生議員 本年5月30日から6月1日に和歌山県で開催されました第22回日本臨床救急医学会総会、学術集会におきまして、大阪大学医学部附属病院高度救命救急センターの酒井智彦医師が率いる救急タグ研究チームが、「救急タグを配付する際に、『救急タグ』配付時アンケートを行ったところ、高齢者の半数が救急搬送され、その半数が自分の情報を救急隊に伝えられなかったという結果を受けて、救急タグは救急搬送された場合の情報伝達ツールとして有用性があるかもしれない」と発表されています。

ドクターカー事業では、患者さんの命を救うために医者との接触時間を早くしていただきました。バイスタンダーの養成にもさまざまに構成両市、本消防組合が取り組んでおられます。その上で、さらに大切な人の「命を守る」ために必要となるのが患者さんの救急医療情報です。

「命を守る」を基本とすることから、次代を担う「子どもを守る」、健康で生きがいを持って暮らしていただいている「高齢者を守る」、大事な施策となる可能性が大いにありますと私は考えております。救急医療情報の共有について、更なる充実を求めておきます。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ご清聴いただき、誠にありがとうございました。

○有山正信議長 続きまして、田口議員の一般質問を許します。

田口議員。

○田口敬規議員 一般質問の機会を与えていただきましてありがとうございます。通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

近年、大阪府北部地震や台風など、枚方市内でも大きな被害が発生しており、枚方市役所庁舎におきましても南側玄関ホールの天井が崩落したのは記憶に新しいところでございます。また、近い将来、高い確率で発生することが予測されております南海

トラフ巨大地震への対応は喫緊の課題と言えます。そのような中、防災拠点である消防庁舎が機能不全になることはあってはならないと考えます。

枚方寝屋川消防組合の第4次将来構想計画におきましては、「消防防災体制の充実整備」として「枚方消防署の整備」や「各署所の整備計画の策定」を取り組むべき課題というふうにされております。

現在、枚方市では、市駅周辺再整備の検討が進められており、枚方消防署については、現在の府民センター周辺のエリア（通称：⑤街区）への移転が想定されています。

そこで、消防組合として、枚方消防署の整備について、改めてどのようにお考えなのかお尋ねをいたします。

○有山正信議長　それでは、答弁を求めます。

小野総務部長。

○小野多弘総務部長　田口議員のご質問にお答えします。

本消防組合としましては、現在の府民センター周辺エリア⑤街区への移転が想定されている中、訓練施設や大型車両が配置可能となる車庫の整備など、消防署に必要な機能を精査しながら、枚方消防署の整備について枚方市へ働きかけていきたいと考えております。

○有山正信議長　再質問はありませんか。

田口議員。

○田口敬規議員　先ほどのご答弁で、枚方消防署の整備について、今後、具体的な機能等について働きかけを行っていくとの答弁をいただきました。このように、消防署や出張所の整備は計画的に実施していく必要があると考えますが、整備計画についてはどのようにされるのかお尋ねをいたします。

○有山正信議長　それでは、答弁を求めます。

小野総務部長。

○小野多弘総務部長　田口議員の2回目のご質問にお答えします。

消防庁舎の老朽化が進む中、今後、大規模な修繕等が一時期に集中しないよう、中長期的な視点での整備計画の策定が必要です。平成30年に本消防組合で策定いたしました「公共施設等総合管理計画」に基づき、消防庁舎の長寿命化を基本とした「個別施設計画」を、会議体を立ち上げ関係部局と調整を図りながら策定していく予定をしております。

○有山正信議長 再質問はありますか。

田口議員。

○田口敬規議員 整備計画について、関係部局と調整しながら策定していくとの答弁をいただきました。消防庁舎の整備は、重要な課題であると認識をいたしております。しっかりとした整備計画を立てた上で整備に取り組み、今後も防災拠点としての責務を果たしていただきますように要望し、私からの質問を終わります。

○有山正信議長 続きまして、門川議員の質問を許します。

門川議員。

○門川紘幸議員 一般質問の機会をいただきありがとうございます。それでは、通告に従い質問させていただきます。

女性消防吏員の活躍に向けた取り組みについて質問いたします。

消防庁は消防全体として、消防吏員に占める女性消防吏員の全国比率を令和8年度当初までに5%に引き上げることを共通目標としており、本組合においても、平成28年4月に女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を策定し、積極的に取り組んでおられることと思いますが、本消防組合が行っている取り組みや女性職員の管理職員への登用について伺います。また、消防庁のホームページには消防署所等における女性専用施設の整備に要する経費について特別交付税措置を講じるとありますが、職場環境の整備等、何か行われていることはあるのでしょうか。

○有山正信議長 それでは、答弁を求めます。

小野総務部長。

○小野多弘総務部長 門川議員のご質問にお答えします。

本消防組合では、国が目指す共通目標の達成に向け、その中間年である令和2年度までに女性消防吏員の割合を3.7%とすることを目標としております。現在、23人の女性消防吏員が勤務しており、その割合は3.6%で、来年度には中間目標を達成できる予定です。

さらに、採用試験における女性受験者を増やすため、女性限定の採用説明会の開催や、ホームページに女性消防吏員を特集したページを掲載するなど、女性受験者数の確保に努めています。また、女性職員消防吏員の管理職員への登用につきましては、現在、2人の職員が、出張所の長としての管理司令や、指令管制部門の管理職として勤務しております。

特別交付税措置につきましては、今年度、枚方東消防署北山出張所の女性用の浴室の改修を計画しておりますが、同措置の適用を受けることが可能であるため申請していく予定です。また、女性消防吏員の交替制勤務可能な勤務場所は7カ所ありますが、男性に比べて人事異動が限定的となっておりますことから、今後、庁舎改修等の際には、女性消防吏員の勤務可能な職場の拡大にも取り組んでまいりたいと考えております。

○有山正信議長 再質問はありますか。

門川議員。

○門川紘幸議員 2回目の質問は要望とさせていただきます。

女性吏員にとっても働きやすく活躍できる環境づくりを引き続き進めていただきますようお願いいたします。また、女性の活躍状況の見える化も求められておりまして、各消防本部が女性吏員の活躍をPRされております。本消防組合も紹介ムービーの作成など、頑張っていることと思っております。こういった情報は男女問わず、消防吏員を目指す方たちに影響を与えたいと思っておりますし、組合のイメージ向上にもつながることと思っておりますので、本消防組合の強みとなるよう引き続き女性消防吏員の活躍に向けた取り組みについて力を入れていただきますよう要望いたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○有山正信議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

これをもちまして、本日の会議に付された案件は全て終わりました。

閉会に際し、管理者からの挨拶をお受けいたします。

伏見管理者。

○伏見隆管理者 閉会に当たりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

年末のお忙しい中、各案件につきまして慎重にご審議をいただき、いずれもご認定、ご可決いただきましたことに厚くお礼申し上げます。本日いただきましたご意見につきましては、今後の消防行政に反映していきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

枚方・寝屋川両市の市民の皆様には健やかな新年を迎えていただけるよう、本消防組合としても職員一人一人が一層気を引き締め、年末年始の業務に当たってまいります。

なお、新春恒例の「消防出初式」につきましては、1月12日日曜日、午前10時から寝屋川市太間地先、淀川河川公園木屋元地区ラグビー場において、枚方市・寝屋川市

の各消防団と消防組合の合同で実施する予定です。寒さ誠に厳しい折ではございますが、議員の皆様にはぜひご臨席いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、誠に簡単でございますが、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○有山正信議長 それでは、管理者の挨拶が終わりましたので、私からも閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、年末、何かとご多忙中にもかかわらず、ご出席を賜り、ありがとうございました。また、この1年間、消防組合議会の運営などにご協力、ご支援を賜りまして、重ねて御礼を申し上げます。

本年も残りわずかとなりました。皆様方におかれましてはつつがなく新年を迎えられますよう、高い席からではございますが、ご祈念申し上げまして、本日の会議の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。ご苦労さまでした。

(午前11時35分 閉会)

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記するためここに署名する。

令和元年12月24日

枚方寝屋川消防組合議会

議長 有山 正信

枚方寝屋川消防組合議会

議員 岡 由美

枚方寝屋川消防組合議会

議員 門川 紘幸